

ID: 750

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	違反車両の通行中止等の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第47条の14第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第47条の14第1項の規定による。 (車両の通行に関する措置) 第47条の14 道路管理者は、第47条第2項の規定に違反し、若しくは同条第1項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第47条の2第1項の規定により付した条件に違反し、若しくは第47条の10第3項の回答の内容に従わないで車両を通行させている者又は道路において第47条第4項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日